

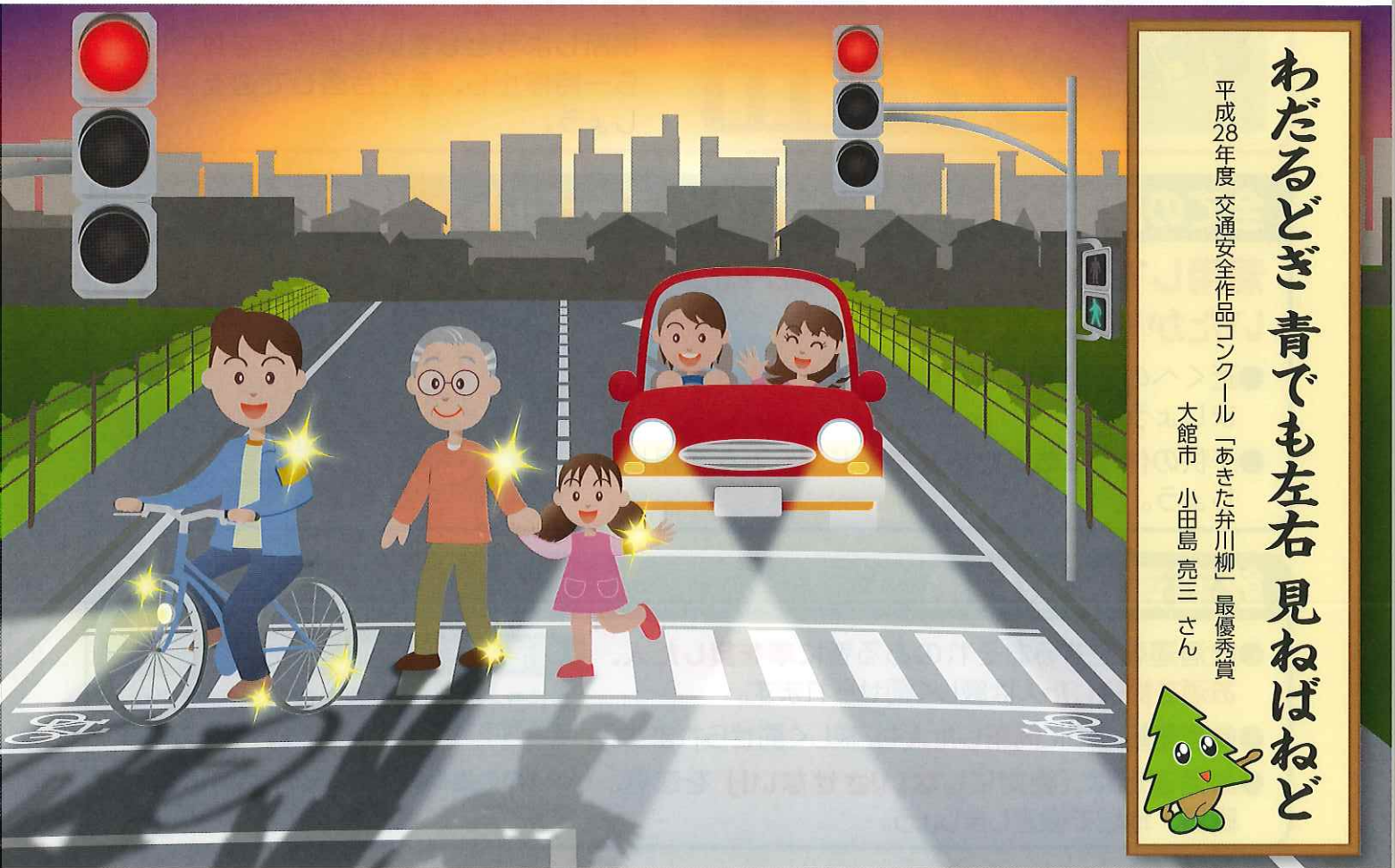
平成28年9月21日(水)～9月30日(金)

秋の全国交通安全運動

～急がずに マナーと ゆとりで 交通安全～

運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止



夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車利用中の交通事故防止

秋の夕日はつるべ落とし

～あっと言う間に暗闇に～

- 運転者は、早めのライト点灯とこまめなライト切り替え
- 歩行者は、明るい色彩の衣服と反射材の着用

- 1 日の入り時間と帰宅時間帯が重なる
(10月1日の日没時刻 17:22 11月1日の日没時刻 16:38)
 - 2 日の入り後急に暗くなる
- ↓
- 1 高齢歩行者の被害が増加
 - 2 車のライトは下向きでは右側が見えづらい

9月30日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

主唱

秋田県交通安全対策協議会

秋田県

秋田県警察

横断歩行者の交通事故防止

- 歩行者と運転者が「手で合図し合う運動」を推進しています！
横断歩道では歩行者が優先です。



歩行者の方へ

- 手で合図して横断の意思を表しましょう。
- 車が止まったら左右の安全を確認してから渡りましょう。
- 近くの横断歩道を渡りましょう。
- 夜間は反射材を着用し、運転者に知らせましょう。

ドライバーの方へ

- 横断しようとしている歩行者を見つけたら一時停止し、手で合図して道を譲りましょう。

全ての座席のシートベルト着用と、チャイルドシートの正しい使用

着用していれば、多くの命が助かっていたかもしれません。

- 近くへの外出でも必ず全席シートベルトを着用しましょう。
- 子供の体格にあったチャイルドシートを使用しましょう。



飲酒運転の根絶

- 飲酒運転をするおそれのある者に車を貸した人、お酒を提供した人は厳しく罰せられます。
- 飲酒運転の車に同乗した人も、厳しく罰せられます。
- 飲酒運転は「絶対にしない!させない!」を家庭、職場、地域で徹底しましょう。

飲酒運転の罰則(酒酔い運転の場合)

- | | |
|----------|---------------------------|
| ◆ ドライバー | } 5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金 |
| ◆ 車両の提供者 | |
| ◆ 酒類の提供者 | } 3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金 |
| ◆ 同乗者 | |

平成28年度

交通安全作品コンクール(ポスター)最優秀賞



能代市立常盤小学校
2年 佐藤 花咲 さん



能代市立常盤小学校
4年 桐越 きらり さん



八峰町立峰浜小学校
6年 八代 奈柚 さん



横手市立十文字中学校
3年 小河原 萌 さん

毎月1日は「交通安全の日」、毎月15日は「自転車利用マナーアップの日」です

お問い合わせ

©秋田県生活環境部県民生活課 安全安心まちづくり・交通安全班 電話 018-860-1523

この印刷物は40,000部作成し、印刷経費は1部あたり2.25円です。

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。